

平成20年度 第4回

伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成21年2月12日（木）

午後1時30分～午後3時30分

場所：伊達市役所本庁舎・特別会議室

1、開 会

2、会長あいさつ

3、協 議

（1）伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

（2）伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について

（3）地域公共交通活性化・再生総合事業計画（案）について

（4）乗合バス路線の廃止に関する協議について

（5）平成21年度伊達市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

4、その他

5、閉 会

(1) 伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

第4条中「別表」を「別表1」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

別表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2 (第10条の2関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

新旧対照表

現行	改正案
<p>(協議会の委員) 第4条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。 2 (略)</p> <p>別表 (第4条関係) (略)</p>	<p>(協議会の委員) 第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。 2 (略)</p> <p>(作業部会) 第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。</p> <p>別表1 (第4条関係) (略)</p> <p>別表2 (第10条の2関係) (1) 伊達市 (2) 公共交通事業者等 (3) 地域公共交通の利用者 (4) 協議会が必要と認める者</p>

(2) 伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について

第3条中「別表」を「別表1」に改める。

別表第1を次の表に改める。

別表1 (第3条関係)

(1) 収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

(2) 支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

新旧対照表

現行	改正案																												
(予算科目) 第3条 予算の款、項及び目の区分は、 <u>別表</u> のとおりとする。	(予算科目) 第3条 予算の款、項及び目の区分は、 <u>別表1</u> のとおりとする。																												
<u>別表第1 (第3条関係)</u>	<u>別表1 (第3条関係)</u>																												
(1) 収入予算の款、項及び目の区分	(1) 収入予算の款、項及び目の区分																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 支出金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td>1 雑入</td> <td>1 雑入</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 負担金	1 負担金	1 負担金	2 支出金	1 補助金	1 補助金	3 諸収入	1 雑入	1 雑入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 支出金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td>1 雑入</td> <td>1 雑入</td> </tr> <tr> <td>4 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 負担金	1 負担金	1 負担金	2 支出金	1 補助金	1 補助金	3 諸収入	1 雑入	1 雑入	4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	
款	項	目																											
1 負担金	1 負担金	1 負担金																											
2 支出金	1 補助金	1 補助金																											
3 諸収入	1 雑入	1 雑入																											
款	項	目																											
1 負担金	1 負担金	1 負担金																											
2 支出金	1 補助金	1 補助金																											
3 諸収入	1 雑入	1 雑入																											
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金																											
(2) 支出予算の款、項及び目の区分	(2) 支出予算の款、項及び目の区分																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2 事務費	1 事務費	2 事業費	1 事業費	1 事業費	3 予備費	1 予備費	1 予備費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2 事務費	1 事務費	2 事業費	1 事業費	1 事業費	3 予備費	1 予備費	1 予備費
款	項	目																											
1 運営費	1 会議費	1 会議費																											
	2 事務費	1 事務費																											
2 事業費	1 事業費	1 事業費																											
3 予備費	1 予備費	1 予備費																											
款	項	目																											
1 運営費	1 会議費	1 会議費																											
	2 事務費	1 事務費																											
2 事業費	1 事業費	1 事業費																											
3 予備費	1 予備費	1 予備費																											

(3) 地域公共交通活性化・再生総合事業計画（案）について

1. 地域公共交通総合連携計画の名称

伊達市地域公共交通総合連携計画

2. 伊達市地域公共交通活性化・再生総合事業計画の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づく伊達市地域公共交通総合連携計画の円滑かつ確実な実施を確保するため、同計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初3年間（最大3年）において、特に、同法第6条に基づく協議会が、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用して、取り組むこととする事業について、伊達市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（「総合事業計画」）として以下のとおりとりまとめ、計画的かつ効率的・効果的な実行を確保することを目的とする。

3. 総合事業計画の全体事業計画

(1) 全体事業計画の目標

(目標)

公共交通空白・不便地域の解消

市内に存在する公共交通空白・不便地域の解消を目指して、梁川地域と伊達地域で乗合タクシーの実証運行を開始する。（デマンド型を基本とするが、定時定路線型も検討する。）

公共交通の再編及び効率化

路線バスを再編し、利用者の利便性を維持しつつ、行政コストの抑制を図る。

平成20年10月1日から試験的に運行している霊山・月舘まちなかタクシーを見直し、廃止する路線バス利用者の利便性を確保するため、定時定路線型の乗合タクシーを運行するなど、積極的に霊山・月舘まちなかタクシーを活用した図った実証運行を実施する。

(評価事項)

・公共交通空白・不便地域の解消

・行政コストの抑制(路線バス・乗合タクシー補助金)

単位:百万円

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H23予測値	H23目標値
市負担額	70	84	93	91	110	118	147	85

・路線バス、乗合タクシーの利用者数(乗車数)

単位:千人

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H23予測値	H23目標値
年間利用者数	1,314	1,234	1,175	1,157	1,134	1,105	1,045	1,143

*H20は見込値

(2) 全体事業計画の事業スケジュール

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。

事業の名称	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
乗合タクシーの 実証運行 (伊達・梁川)			実証運行		本格運行							
乗合タクシーの 実証運行 (霊山・月舘)	実証運行		本格運行									

(3) 全体事業計画の事業費等

事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
乗合タクシーの 実証運行 (伊達・梁川)	45,400千円	22,700千円	22,700千円
乗合タクシーの 実証運行 (霊山・月舘)	10,600千円	5,300千円	5,300千円
乗合タクシーの 本格運行 (伊達・梁川)	48,000千円	0千円	48,000千円
乗合タクシーの 本格運行 (霊山・月舘)	50,000千円	0千円	50,000千円
小計	154,000千円	28,000千円	126,000千円

4. 総合事業計画の各年度事業計画			
4-1. 初年度（平成21年度）事業計画			
(1) 事業計画の概要（目標）等			
事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体	評価事項
乗合タクシー の実証運行 (伊達・梁川)	伊達・梁川地域で乗合タクシーの実証運行を実施し、潜在需要を喚起して本格運行につなげる。	伊達市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白・不便地域の解消 ・行政コストの抑制 ・路線バス・乗合タクシーの利用者数
乗合タクシー の実証運行 (霊山・月舘)	霊山・月舘地域で、これまでの事業を見直した新たな乗合タクシーの実証運行を実施し、潜在需要を喚起して本格運行につなげる。	伊達市商工会	
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	乗合タクシーの実証運行踏まえ、本格運行おこない、公共交通空白・不便地域の解消と、行政コストの抑制を図る。	伊達市商工会	
(2) 事業費等			
事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
乗合タクシー の実証運行 (伊達・梁川)	29,400千円	14,700千円	14,700千円
乗合タクシー の実証運行 (霊山・月舘)	10,600千円	5,300千円	5,300千円
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	10,000千円	0千円	10,000千円
小計	50,000千円	20,000千円	30,000千円

4-2. 2年度（平成22年度）事業計画

(1) 事業計画の概要（目標）等

事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体	評価事項
乗合タクシー の実証運行 (伊達・梁川)	伊達・梁川地域で乗合タクシーの実証運行を実施し、潜在需要を喚起して本格運行につなげる。	伊達市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白・不便地域の解消 ・行政コストの抑制 ・路線バス・乗合タクシーの利用者数
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	乗合タクシーの実証運行踏まえ、本格運行おこない、公共交通空白・不便地域の解消と、行政コストの抑制を図る。	伊達市商工会	
乗合タクシー の本格運行 (伊達・梁川)	乗合タクシーの実証運行踏まえ、本格運行おこない、公共交通空白・不便地域の解消と、行政コストの抑制を図る。	伊達市商工会	

(2) 事業費等

事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
乗合タクシー の実証運行 (伊達・梁川)	16,000千円	8,000千円	8,000千円
乗合タクシー の本格運行 (伊達・梁川)	16,000千円	0千円	16,000千円
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	20,000千円	0千円	20,000千円
小計	52,000千円	8,000千円	44,000千円

4-3. 3年度（平成23年度）事業計画

(1) 事業計画の概要（目標）等

事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体	評価事項
乗合タクシー の本格運行 (伊達・梁川)	乗合タクシーの実証運行踏まえ、本格運行おこない、公共交通空白・不便地域の解消と、行政コストの抑制を図る。	伊達市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白・不便地域の解消 ・行政コストの抑制 ・路線バス・乗合タクシーの利用者数
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	乗合タクシーの実証運行踏まえ、本格運行おこない、公共交通空白・不便地域の解消と、行政コストの抑制を図る。	伊達市商工会	

(2) 事業費等

事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
乗合タクシー の本格運行 (伊達・梁川)	32,000千円	0千円	32,000千円
乗合タクシー の本格運行 (霊山・月舘)	20,000千円	0千円	20,000千円
小計	52,000千円	0千円	52,000千円

(4) 乗合バス路線の廃止に関する協議について

道路運送法第15条の2第1項及び
同法施行規則第15条の4第1号に掲げる協議

協議1. 廃止しようとする路線 計4路線

路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程
梁川・掛田	塩野川	鳥居広道	掛田駅前	12.3
掛田・移藪	掛田駅前	藤搦	移藪	15.8
	掛田小学校	藤搦	移藪	16.5
掛田(中川)・霊山神社	掛田駅前	鳥居広道	霊山神社	7.0
掛田(中川)・掛田	掛田駅前	中川	掛田駅前	10.5
	掛田小学校	中川	掛田駅前	11.2

協議2. 廃止の予定日

平成21年4月1日
(最終運行日の翌日)

協議会において協議する根拠

交通事業者は、当該路線を休止又は廃止するときは、地域協議会において協議が調った場合において、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法

(事業計画の変更)

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その30日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)において協議が調った場合

伊達市地域公共交通総合連携計画抜粋

8-1. 目標達成のために行う事業（短期計画：平成 21 年度～平成 23 年度）

(1) 路線の再編・効率化

①市自主運行路線バスの再編・効率化について

市自主運行路線バスを一体的に見直すことで、重複や無駄を省き、「通学の足」を確保しつつ、路線の再編（現行 7 路線（5 台）→ 3 路線（3 台））を検討します。

また、路線バスの再編にあたっては、デマンド型乗合タクシーを積極的に活用します。

実施時期 平成 21 年 4 月

実施主体 路線バス：伊達市（福島交通㈱に運行を委託）

乗合タクシー：伊達市商工会（保原丸和タクシーに運行を委託）

（霊山・月舘まちなかタクシーの一部として運行）

	路線	公共交通の現状と利用実態	再編・効率化の基本的な考え方	
1	梁川・掛田	梁川地域の中心地と霊山町掛田を結ぶ路線。1日3往復。 収支率 16.6%、年間 5,600 人利用。 補助金額 4,874 千円。 霊山地域内では、掛田・中川・霊山神社、循環線と一部が重複する。 ほとんどが霊山地域内での利用で、梁川地域までの利用は少ない。	収支率が極めて低い ため、効率化が求め られる。 重複する路線と合わ せて見直す必要があ る。	需要が少ないの で、定時定路線型 の乗合タクシーで 代替することによ り経費の縮減を図 る。 利用状況から、便 数は朝夕の 2 往復 とする。
2	掛田・移敷	相馬市境から国道 115 号を通過して霊山町掛田を結ぶ路線。1日9往復。 収支率 12.2%、年間 34,000 人利用。 補助金額 24,644 千円。 循環線と一部重複する。 9割は通園通学利用（掛田幼稚園、石田小学校、霊山中学校、市域外の高校）で大人の利用は少ない。	市の負担額が最も大 きい路線であり、収 支率も最も低いため 効率化が求められ る。 但し沿線の通園通学 に利用されているた め、児童・生徒の利 用に十分な配慮が必 要である。	定時定路線型の乗 合タクシーで代替 することにより経 費の縮減を図る。 朝はジャンボタク シー2台で代替。 日中はデマンド型 乗合タクシーで代 替する。
3	掛田・追分	霊山町掛田と川俣町境の追分（上小国）を結ぶ路線。1日7往復。 収支率 33.1%、年間 42,000 人利用。 補助金額 6,328 千円。 小国小学校児童や霊山中学校生徒の利用が多い。大人の利用は少なく、15時以降は児童・生徒の帰宅以外に利用はほとんどない。	収支率が低い ため効率化が求め られる。 但し沿線の通園通学 に利用されているた め、児童・生徒の利 用に十分な配慮が必 要である。	朝 7 時台と小学生 の帰宅時間となる 14 時台以降を残 し、日中はデマン ド型乗合タクシー で代替し、経費の 縮減を図る。

	路線	公共交通の現状と利用実態	再編・効率化の基本的な考え方	
4	掛田・ 中川・ 霊山神社	中川を経由して霊山町掛田と霊山神社を結ぶ路線。1日4.5往復。 収支率 35.8%、年間 19,000 人利用。 補助金額 3,219 千円。 循環線、梁川掛田線と一部重複する。 霊山中学校生徒の利用が多い。 高校生や大人の利用も見られる。 日中の利用は少ない。	収支率が低い ため、効率化が求められる。 但し、通学に利用されているため、単純な路線の減便は難しい。 効率化にあたっては、目的地が同じ「掛田・中川・霊山神社」と「掛田・山野川・霊山神社」及び他の重複する路線と合わせて見直す必要がある。	山野川経由に統一する。 ダイヤの改正を行い、利用しやすくする。 利用者の少ない日中はデマンド型乗合タクシーで代替する。
5	掛田・ 山野川・ 霊山神社	山野川を経由して、霊山町掛田と霊山神社を結ぶ路線。1日4.5往復。 収支率 31.7%、年間 18,000 人利用。 補助金額 2,959 千円。 霊山中学校生徒の通学の利用が多い。 掛田幼稚園児の利用も多い。 日中の利用は少ない。	「掛田・山野川・霊山神社」及び他の重複する路線と合わせて見直す必要がある。	
6	掛田・ 中川・ 掛田 (循環線)	霊山の中心部を循環する路線。 1日3循環。 収支率 13.2%、年間 5,200 人利用。 補助金額 2,007 千円。 梁川掛田線、移藪線等と重複する。 掛田幼稚園、掛田小学校への通園通学での利用がほとんどである。	収支率が低い ため、効率化が求められる。 但し、通学に利用されているため、減便は難しい。 効率化にあたっては、重複する路線等と合わせて見直す必要がある。	山戸田先回りに統一する。 利用の少ない午前 の便は減便する。
7	掛田・ 山戸田・ 掛田 (循環線)	霊山の中心部を循環する路線。 1日3循環。 収支率 36.8%、年間 18,000 人利用。 補助金額 1,503 千円。 梁川掛田線、移藪線等と重複する。 掛田幼稚園、掛田小学校への通園通学での利用がほとんどである。	効率化にあたっては、重複する路線等と合わせて見直す必要がある。	

*収支率等は平成 19 年度実績

乗合タクシー運行計画（路線バス廃止に伴う代替措置）

4月1日をもって廃止を予定している2路線について、以下のように代替措置を行う。

【梁川・掛田】

- ・運行主体：伊達市商工会（霊山・月舘まちなかタクシー事業の一部として運行）
- ・普通自動車（中型タクシー車両）を使用
- ・現在平日3往復を2往復に変更

【現在の時刻表】

掛田駅前	7:20	15:20	16:45	塩野川	7:50	16:00	17:20
塩野川	7:47	15:47	17:12	掛田駅	8:17	16:27	17:47

【4月からの時刻表】

掛田駅前	7:20		16:45	塩野川	7:50		17:20
塩野川	7:47		17:12	掛田駅	8:17		17:47

【掛田・移藪】

- ・運行主体：伊達市商工会（霊山・月舘まちなかタクシー事業の一部として運行）
- ・大型自動車（ジャンボタクシー車両）を使用
- ・現在平日9往復を6往復に変更

【現在の時刻表】

掛田小				13:05	14:40	15:50			
掛田駅前	6:11	6:45	9:05	13:08	14:43	15:53	16:55	17:40	18:45
移藪	6:38	7:12	9:32	13:35	15:10	16:20	17:22	18:07	19:12
移藪	6:40	7:15	9:34	13:37	15:12	16:22	17:24	18:09	19:14
掛田駅前	7:07	7:42	10:01	14:04	15:39	16:49	17:51	18:36	19:41
掛田小		7:45							

【4月から】

時刻	6時	7時			14時	15時	16時	17時	18時
運行	○	○			○	○	○	冬季	夏季

※ 7時台はジャンボタクシー2台を運行予定。

※ 運行時間は関係機関と協議中。

(5) 平成21年度伊達市地域公共交通活性化協議化予算(案)について

平成21年度伊達市地域公共交通活性化協議会予算を次のとおり定める。

1. 収入

(単位：千円)

款	項	目	21年度 予算額	本年度 予算額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	20,250	884	19,366	事務費負担金 250 事業費負担金 20,000
2 支出金	1 補助金	1 補助金	24,500	4,500	20,000	調査事業 4,500 総合事業 20,000
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1	1	0	預金利子等
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	634	0	634	前年度繰越金
合 計			45,385	5,385	40,000	

2. 支出

(単位：千円)

款	項	目	21年度 予算額	本年度 予算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250	318	△68	費用弁償等会議費用
	2 事務費	1 事務費	100	147	△47	消耗品費、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	44,620	4,620	40,000	調査事業 4,620 総合事業 40,000
3 予備費	1 予備費	1 予備費	415	300	115	
合 計			45,385	5,385	40,000	

* 調査事業：地域公共交通総合連携計画策定調査事業

平成20年度に事業が完了しますが、補助金の収入、委託料の支払いは平成21年度になります。

* 総合事業：地域公共交通活性化・再生総合事業

乗合タクシーの実証実験を行います。4月から9月末までは霊山・月舘で、10月からは伊達・梁川で行います。

平成20年度伊達市地域公共交通活性化協議会決算見込書

1. 収入

(単位：千円)

款	項	目	予算額	決算見込額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	884	884	0	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	4,500	0	△4,500	調査事業 (国庫補助金)
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1	1	0	預金利子等
合 計			5,385	885	4,500	

2. 支出

(単位：千円)

款	項	目	予算額	決算見込額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	318	216	102	費用弁償等会議費用
	2 事務費	1 事務費	147	35	112	消耗品、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,620	0	4,620	調査事業(委託費)
3 予備費	1 予備費	1 予備費	300	0	300	
合 計			5,385	251	5134	

* 差額 634 千円については次年度に繰り越します。

地域公共交通総合連携計画策定調査事業については、今年度中に業務を完了しますが、委託料の支払いと国庫補助金の入金は4月以降になる見込みなので、それぞれ、未払金、未収金として整理し、次年度に繰り越すこととします。

* 協議会の財産状況(見込み)について

1. 預金 634 千円
2. 未収金 4,500 千円 (国土交通省)
3. 未払金 4,620 千円 (㈱ケー・シー・エス東北支社)

39伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿.xls

080401

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司	計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	教授	吉岡 正彦	学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	清野 和也	その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	遠藤 義広	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課長	久留飛 克典	公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課長	岩渕 敦	道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	堀田 洋一	道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	松浦 裕行	道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	菅崎 守雄	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	寺田 充	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 憲一	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	宍戸 清治	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシー	代表取締役	宍戸 清治(重複)	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	支配人	高橋 好雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月舘タクシー	代表取締役	菅野 午三	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	伊達町町内会東地区連合会	会長	鈴木 益美	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
20	梁川町自治組織連絡会	会長	八巻 康雄	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	保原町町内会連合会	会長	須永 英次	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	前霊山町新多目的交通システム運行委員会	副委員長	直江 市治	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	前月舘町新多目的交通システム調査委員会	委員長	佐藤 満明	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市PTA連絡協議会	会長	菅野 鉄也	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市連合婦人会	会長	大森 瑛子	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	伊達市連合婦人会	副会長	小野 洋子	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	伊達市連合婦人会	副会長	菅井 ハルヨ	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	三ノ輪 好昭	その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
30	自交総連福島地方連合会	執行委員長	山崎 良博	その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	伊達市商工会	会長	佐藤 勇	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
32	保原町商工会	会長	佐藤 晃司	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

伊達市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋 180 番地に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- （1）地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び連携計画の変更に関すること。
- （2）連携計画の実施に関すること。
- （3）地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （4）市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （5）協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

（協議会の委員）

第 4 条 協議会は別表 1 に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の役員）

第 5 条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1 人
- （2）副会長 1 人
- （3）監査員 2 人

（会長）

第 6 条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

（副会長）

第 7 条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査員）

第 8 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市企画部企画調整課（以下「企画調整課」という。）内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第 15 条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を企画調整課内に置く。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

別表 1 (第 4 条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

別表 2 (第 10 条の 2 関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、伊達市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

（予算科目）

第3条 予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適性に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算差引簿

（2）その他必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監

査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表1 (第3条関係)

(1) 収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

(2) 支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第16条の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印の管理方法)

第3条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

(公印の新調又は廃止)

第5条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

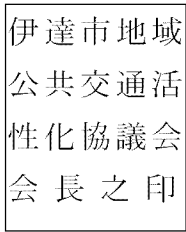
(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

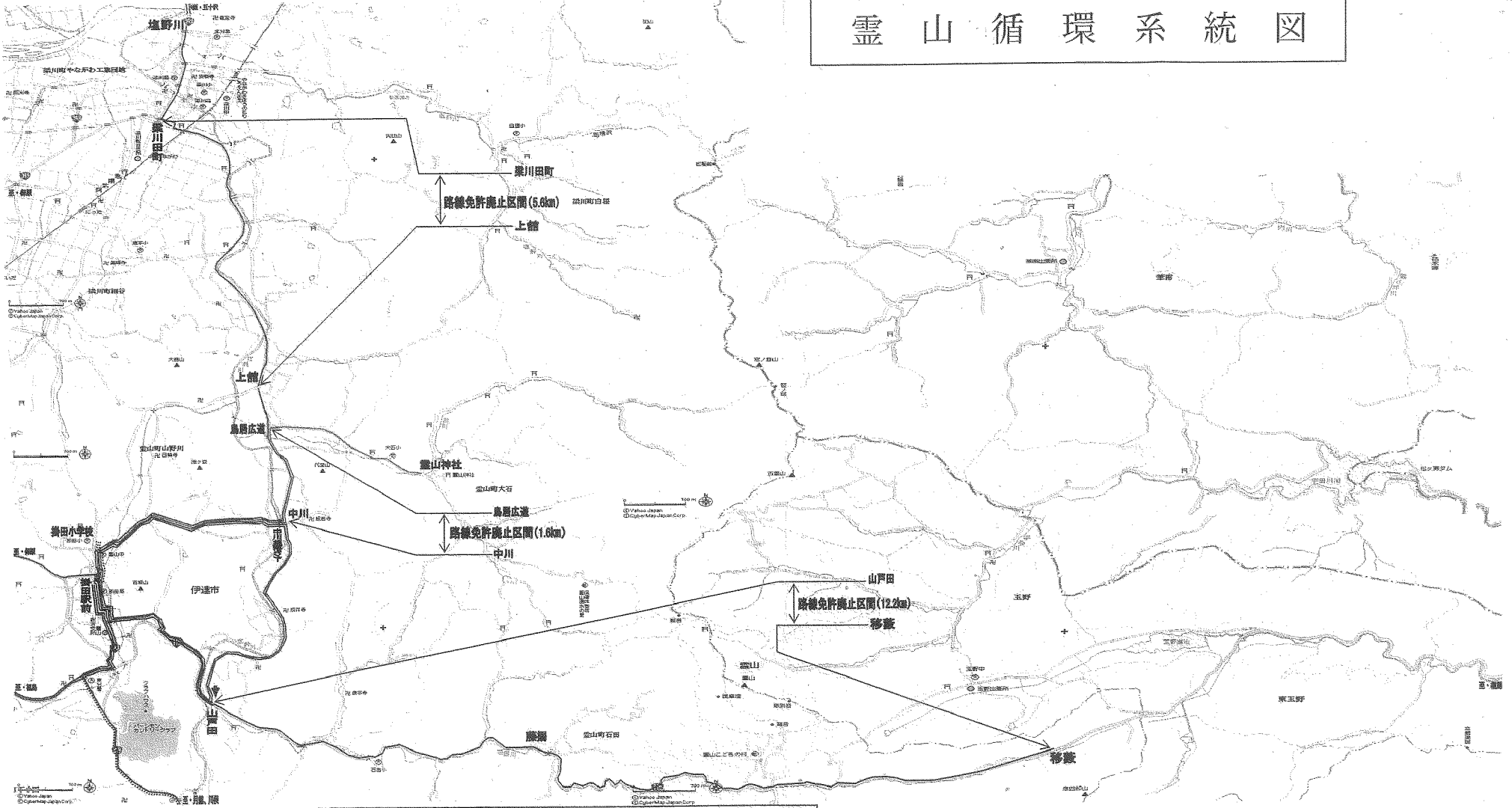
附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊達市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

靈山循環系統図



凡 例

=====	梁川・掛田	(系統廃止・一部免許廃止)
=====	掛田・中川・靈山	(系統廃止・一部免許廃止)
.....	靈山循環・中川先回り、(靈山循環・掛田小・中川先回り)	(系統廃止)
.....	掛田・移藪、(掛田小・移藪)	(系統廃止・一部免許廃止)
=====	靈山循環・山戸田先回り、(靈山循環・掛田小・山戸田先回り)	
=====	掛田・追分	
=====	掛田・山野川・靈山	
=====	伊達經由掛田(一般乗合)	
=====	川俣・掛田(一般乗合)	
.....	大波經由掛田・月館經由川俣(一般乗合)	